

平成 30 年 5 月 18 日現在

機関番号：32411

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03216

研究課題名(和文) ヨーロッパにおける私法の平準化と民法改正

研究課題名(英文) The Unification of Private Law in Europe and the Revision of Civil Law

研究代表者

半田 吉信 (Handa, Yoshinobu)

駿河台大学・法学部・教授

研究者番号：10009730

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：現在は世界的に各国で法の大きな改正作業が進行している。その中でもヨーロッパ各国の法改正は、その内容において世界をリードするものであり、日本の私法分野の改正作業も、ヨーロッパ諸国の法制、法改正作業を参考にしつつ行われることが多い。本研究は、この間に行われた債権法の改正のうち、特に消滅時効法の改正とオーストリアで先鞭を切って行われた相続法の根本的な改正を取り上げ、日本の相続法作業との比較研究を行った。消滅時効法分野では、この間特にドイツで新時効法が導入された2002年以後のドイツの判例、学説の展開を詳しく研究し、その成果を公刊した。

研究成果の概要(英文)：The world-wide movement of revision in the field of civil law now goes forward. The theme of my research is the comparative study of civil law in the world. In this period I have studied specially the new rules of limitation in german civil law (2002). The new german rules of limitation have double limitation periods. The new japanese limitation rules (2016) have adopted fundamentally this new german limitation rules. I have studied the new judicial precedents and various opinions of professors and practitioners in the field of german limitation rules. Another theme of my researches was the explanation of Austrian new law of succession (2015). I have compare this new Austrian law with the draft of japanese revised law of succession. And during the period of my research I have gathered the materials for the new rules about the reparation of damages, which are caused by the failure of contract.

研究分野：民法

キーワード：消滅時効 相続 遺言 遺留分 債務不履行 損害賠償 過失

1. 研究開始当初の背景

(1)特に21世紀になってから法改正の動きが世界中で顕著になっている。これは私法、特に民法の分野でも同様であり、その一つの大きな動機として20世紀後半に起源を有するEUの成立と展開を挙げることができよう。EUの展開と軌を一にして法の平準化、法の統一の機運が一気に芽生えたといっても過言ではない。

(2)EU理事会が加盟各国に指示した各種EU指令は加盟国の法統一を促進し、その動きはEU加盟国の民法学者がPECL、PICC、DCFRなどの共通契約原則を作成する動きにつながった。そしてそれらの動きが2002年のドイツの新債務法制定へとつながっていった。この新しい債務法の制定は、EU加盟国であるフランスの、ドイツ新債務法の制定に大きく触発された債務法の改正を実現させた。このような両国の民法の改正は、もともとこれらの国の民法に大きく依拠していた東欧、西欧、中南米そしてアジアにおける民法(債務法)改正の近時の動きに大きな影響を与えている。日本もまたそれらの国々の一つとして国内法である民法の改正が焦眉の旧となっている。

2. 研究の目的

(1)以上のようなこれまでの状況に鑑みて、本研究は、ヨーロッパにおけるこれまでの民法に属する分野の法改正をできるだけ幅広く紹介、検討して、日本における民法分野に属する法律の改正作業に資することを目的とする。

(2)筆者はこれまで2002年のドイツの新債務法の制定を受けて、その新しいルールの内容と旧ルールの改定の原因、新法制定の経緯、それに関する学説の反応などを紹介し、またそれ以前のドイツ新債務法改定に至るドイツ国内の鑑定意見、債務法改正委員会の最終提案などを研究し(一部共同研究)、日本の来たるべき債務法改正作業に資するための資料を準備してきた。その後もEU加盟国の国内法だけでなく、ヨーロッパ各国の民法学者の手になるヨーロッパ私法統一に向けての研究成果の研究、紹介を行ってきた。

(3)本研究もそれを受けて2010年代のヨーロッパ各国で公表された民法分野に属する法律の紹介、検討をテーマとするものである。新しい民法ルールがこれからの日本社会でも受け入れられるか、日本の起草者が作成する新しい民法ルールが世界的な視野から見てどのような評価を受けるかといった視点でヨーロッパ各国の法と日本の民法草案とを比較検討するためである。

3. 研究の方法

(1)上記のような目的を達成するためには、ヨーロッパ各国で法改正のために出版、公表された諸資料を入手し、法文や改正理由書を翻訳して、日本のこれまで法務省の改正委員会により公表された法案ならびに理由書、学者その他の研究者、実務家の公表した資料、意見書と比較検討する作業が欠かせない。本研究では、この期間内に入手できた資料を中心にテーマを定め、諸外国の新しいルールと日本の提案された新ルールの比較検討作

業を行った。

(2) 具体的には本研究の研究期間の前半は、2002年に新しく提案されたドイツの新債務法の中で、特に従来のルールから大きく逸脱していて、学説上批判を受けることが予定されるにもかかわらず、2009年以後公表されている日本の新しい法としてドイツのこの新ルールを基本的に導入することになった消滅時効に関する新规定をとりあげた。1980年代にドイツのツィンマーマンなどにより提案された消滅時効一般について二重期間制限を認め、短期時効期間を3年プラスアルファとするというこの新ルールは、その後2016年には最終的に日本の新しい時効ルールとして基本的に採用されることが決まったが、ドイツでこのような短い時効期間の定めが制定後ドイツ社会で受け入れられているのか、解釈上なんらかの手当がなされているのかを探求するために、ドイツルール大学に留学して現地の資料を収集して、研究を行った。

(3) 本研究の後半は、その頃公表されたオーストリアの新相続法の研究にあてられた。オーストリアの出版社から関係資料が続々と公刊されており、それらを手に入れて翻訳作業を行うとともに、この3～4年の間に日本でも法務省で審議された相続法の改正作業に関する資料を集めて、比較検討を行った。

4. 研究成果

(1) すでに本研究の予定期間の前に2002年のドイツ新債務法の研究のほか、2020年の制定が予定されているスイス債務法総則編の改正法の草案の翻訳と改定理由の概説を公表したり、(結果的にはドイツ式の新時効ルールの採用は見送られたが)イギリスの時効法改正をめぐる議論を紹介したりしたが、本研究の予定期間中には、ドイツ新消滅時効法に関するドイツの学者の見解や2008年のフランス新消滅時効法のルールの内容や改定理由を紹介、検討し、また前記のようなドイツの新債務法で採用され、日本もそれを基本的に導入した新消滅時効法における極めて短い消滅時効期間(日本やフランスでは5年間)が取引社会で妥当なのか、特に庶民目線を見た場合、歓迎に値するのかという問題を施行以来すでに15年を経過したドイツに範をとって主に裁判例を手掛かりに詳細に検討した。

(2) 本研究の結論は以下の如くである。ドイツでは改正以前から實際上短期消滅時効が適用される場合が多く、ドイツ国内ではあまり大きな衝撃とはならなかったと考えられるが、ドイツの学者の中には3年プラスアルファという期間が短すぎるという者がいること、ドイツの裁判例は、起算点を含めてこの短期期間の適用を厳格に扱うものと必ずしも厳格に適用しないで債権者の利益を保護するものがあって、はっきりしないこと、日本では5年間となったが、起算点の解釈や裁判外紛争解決機関の利用への期待などを通じて柔軟に解釈する余地もあることなどから立法論としては及第点をつけたい。

(3) 本研究機関の後半に行ったオーストリアと日本の相続法の比較研究は、主にオーストリアの新相続法の新旧法文および立法理由の翻訳と日本法との比較が中心となった。オ

ーストリア民法（A B G B）はフランス民法に次いでヨーロッパで成立した極めて古い民法典であり（1811年）、改正の最大理由は、今では古くなった用語の現代化にある。また配偶者相続分や非嫡出子の相続分の改定は20世紀後半に幾度かにわたる法改正により既実現された。今回の改正は、古く、評判の悪かったルールの改定に加えて、（制限的であるが）内縁配偶者の相続分の肯定なども含む。日本では生存配偶者の被相続人所有建物の無償使用権が改定の最大の目玉であるが、この点についてはオーストリアでは20世紀後半に実現している。

（4）今回の研究ではさらに、2016年に国会を通過した日本の新債権法中の規定である、債務不履行による損害賠償の要件について、「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは」債務者は賠償義務を負わないとする法文（新415条1項）が、従来の法文解釈論からすると旧規定と同様帰責事由を要件とする立場を維持したと捉えうるにもかかわらず、起草者が同規定は従来のような過失主義をとるものではなく、債務不履行による損害賠償義務が債務者の過失を要件とするものではないとしている点に関する議論も射程に上った。これについては現在までの研究では、ローマ法（古典期に不法行為に関するアキリア訴権の過失主義が契約責任にも及んだ）以来の流れを汲むドイツ民法の過失主義を強引に英米法主義（ブリーチオブコントラクト）に置き換えることは、社会的経済的に弱い立場にある者に不利益を強いることになるという理由で反対したいと考えている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計8点)

「イギリスの出訴期限法と2001年改正提案」千葉大学法学論集30巻1・2号, 2015, 11-113頁

「消滅時効法の転換と民法改正」駿河台法学29巻1号, 2015, 110-192頁

「新しい時効体系とドイツにおける学説・範例の展開(1)」駿河台法学29巻2号, 2016, 140-212頁

「新しい時効体系とドイツにおける学説・範例の展開(2・完)」駿河台法学30巻1号, 2016, 1-94頁

「2015年オーストリア相続法改正(1)」駿河台法学30巻2号, 2017, 1-65頁

「2015年オーストリア相続法改正(2)」駿河台法学31巻1号, 2017, 1-73頁

「2015年オーストリア相続法改正(3・完)」駿河台法学31巻2号, 2018, 1-81頁
ペーター・ヴィンデル(半田訳)「ドイツ民法による給付遅滞における法的救済」駿河台法学31巻1号, 2018, 75-99頁

[図書](計1点)

半田吉信他、法律文化社、ハイブリッド民法家族法 [第二版補訂], 2016, 280 頁

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

半田 吉信 (H A N D A , Y o s h i n o b u)

駿河台大学・法学部・教授

研究者番号 1 0 0 0 9 7 3 0